

平成 29 年度第 1 回文化財保護委員会会議録

1. 日時・場所

平成 29 年 6 月 30 日（金） 午後 2 時～午後 4 時
知立市役所 第 10 会議室

2. 出席者

清水正明（委員長）、藤井かなゑ、杉浦 茂、杉浦五一、藤井智鶴（以上委員）、（鷹巣 純委員、松井節子委員は欠席）

川合教育長、石川教育部長、堀木田課長、近藤係長、池崎主事

3. 議題

- (1) 平成 28 年度事業報告について
- (2) 平成 29 年度事業計画について
- (3) 知立市文化財指定基準について

1. あいさつ

委員長：昨年 12 月に山車文楽とからくりがユネスコ無形文化遺産に登録されたました。今年 5 月知立まつりの間祭りでは西町の山車上で文楽からくりが上演され大変にぎわいました。7 月 2 日（日）には文楽からくり保存会公演がおこなわれます。また、11 月にはユネスコ登録記念事業がおこなわれ、さらに西町が 9 月にフランスへ出向き世界的な場で上演します。今年は山車文楽とからくりスポットがあたっています。文化財もいい方向にもっていけるよう努めたいと思います。

教育長：当市では歴史・文化・伝統の保存・継承の機運が高まっています。新編知立市史の編さん、荒新切遺跡公園の整備、文化芸術振興条例の策定、歴史文化基本構想の策定、日本遺産登録に向けての取り組み等が同時並行で進んでいますが、より多くの市民が参加できるような働きかけをしていきたいです。7 月 2 日（日）には文楽からくり保存会公演があり大盛況が予想されます。7 月 15 日（土）には新編知立市史の記念講演会があります。資料館企画展「八橋売茶翁—没後 190 年—」は 7 月 22 日（土）からはじまります。知立駅周辺事業が進み未来に目をむけた事業が多いですが、昔を振り返ることも大切だと感じます。市民の歴史や文化の関心を高める機運づくりのためご意見を頂戴したいと思います。

2. 議 題

(1) 平成 28 年度事業報告について

事 務 局：(資料 1 に基づき説明する。)

意見等特になし

(2) 平成 29 年度事業計画について

事 務 局：(資料 2 に基づき説明する。)

杉浦茂委員：3 文化財保存事業文化財用地管理の業平塚樹木管理は具体的に何をしますか。

事 務 局：松の剪定、草刈併せておこないます。

藤井か委員：昨年資料は、金額が概算で掲載してあり総合計も算出されていましたが。また、荒新切遺跡保存用地の草刈委託料が年々高くなっているが人件費によるものでしょうか。

事 務 局：様式は変更しました。草刈については人件費の影響等により 3 年ほど前から増加傾向にあります。

委 員 長：歴史文化基本構想についてですがどの程度まで進んでいますか。関連団体にヒアリングをするということでしたが段取りを教えてください。

事 務 局：委託業者からアンケート調査の様式が最近届いたところで、7 月 4 日 (火) に業者と打ち合わせをして最終の様式を決定します。7 月上旬をめどに各団体へ依頼をかけます。書面を送る団体と、直接訪問できる団体は直接うかがいます。8 月の運営委員会にはアンケート回答を反映させた資料を提示できるようにします。

委 員 長：宝町の水引幕は国庫補助を使って新調したのですか。

文化課長：宝町が国の指定を受けていないため国庫補助の 1/2 補助は適用できませんでしたが、総額の 1/3 約 600 万円を市の補助金と宝くじで補填し、残りは地元負担でした。

委 員 長：西町が 9 月にいくフランス世界大会の開催都市名をもう一度教えてください。

事 務 局：シャルルビル・メジュール (メジュール) です。

杉浦五委員：山車修理費用補助金で補助内容について各町に PR していますか。地元で負担している部分が多いので補助金を活用できる旨をより周知すべきではないでしょうか。

教育部長：補助金適用範囲について、消耗品は際限がないため対象とせず備品と考えられるものについて対象とする方向でいます。

杉浦五委員：楽器についてはどうですか。各町に PR せずとも、補助金対象範囲について整理したほうがよいと思います。

教育部長：お囃子楽器修理補助金という名目で予算化しています。今後のためにどういうものが対象になるのか整理します。

委員 長：資料館の企画展の際にはぜひ展示解説を期間中2回ほど実施してはどうでしょうか。

杉浦茂委員：売茶翁の企画展のチラシに茶笈があるが「愛知県指定文化財」と記入したほうがよいと思います。

(3) 知立市文化財指定基準について

事務局：新編知立市史の文化財編には指定文化財以外の文化財が多数掲載されており、それを中心に今後指定を進めていきたいと考えています。そのための指定基準作りを昨年度から進めておりまして、基準について文言等を前回会議の意見から修正したものを掲載しました。修正箇所は、第2条(4)「古文書」→「古文書類」と修正、(オ)の記述は「近世及び近代の古文書」となっていますが、時代を限定しない「書類」と記述しました。第8条「天然記念物」(1)ア「日本特有の動物」から「地域特有の動物」に変更しました。(2)植物でケ「特に貴重な植物の標本」を追記しました。

藤井智委員：古文書類について、国では近世・近代の古文書を指定する道として歴史資料にそのカテゴリーを設けたほうがよいと思います。明治時代の坂本竜馬や渡辺崋山等の資料を歴史資料で指定しているようで、国に準拠するよう歴史資料のカテゴリーの中に近世・近代の文書資料を入れたほうがよいのではないのでしょうか。(オ)の書類が何を指しているのかははっきりすると思います。古文書(従来の考え方どおり主として室町時代以前を対象とする文書資料)と歴史資料(江戸時代以降の文書資料)と区別したほうがいいのではないのでしょうか。

事務局：例えば昭和の初期の新しい文書は歴史資料として保存したほうがよいということでしょうか。

藤井智委員：知立神社の亮円日記等も知立市としては大切な資料であるように、市にとって大切なものということで、独自の視点を設けておくことが大切なのではないでしょうか。編さん事業が終わったあとに資料がなくなってしまうことがよくあることなので、歴史資料として保存しておけばそのようなことはなくなると思います。

委員 長：知立市でいうと内藤魯一古文書等があてはまると思いますが。

事務局：内藤魯一古文書は寄託資料ということで、豊田市の内藤家の方から資料館でお預かりしているものであるため、指定する場合は所在である豊田市が指定することになります。

委員 長：区有文書等にあてはまるが歴史的価値が高いものとどう判断するのか知立市独自の具体的な判断基準等が必要であると考えます。

藤井智委員：近代・近世の文書はゴミ同様と考えられてしまい紛失の一途をたどることが多く国もそれが課題となっているようです。

委員 長：区有文書に限らず、市役所の文書についても処分される傾向にあるようです。永久保存文書があると思いますが。

教育部長：市史編さん事業が終了すると資料が分散してしまうので、文化振興係等に資料を移管することも考えていかないと考えています。

藤井委員：区有文書は区にお返しするが、次になくなっていることがよくあるようです。

教育部長：市史編さんにかかわった人が文書管理等なんらかの形で残ってもらう仕組みを考えています。

藤井委員：歴史資料の基準の文言をみると遺品というものに限られてしまっている気がします。国の基準に準拠しているのでしょうか。

事務局：歴史資料の基準が国のものを参考にしたのかは不明ですが、国のものに準拠しているはずです。

藤井智委員：文書類で（エ）と（オ）をわける必要がありますか。

事務局：（エ）では「まとまって」というのがキーワードであり（オ）とは趣旨が異なります。

藤井智委員：歴史資料で保存する文化財は何を想定していますか。

事務局：文書に限らず様々な有名人が使った印章等が含まれると考えています。

教育部長：歴史資料に（オ）で近世・近代の文書類と新しく設けるか、古文書類に近世・近代のものを含めるというキーワードをいれるかどちらかの方法で拾うということによいでしょうか。

藤井智委員：国の場合は近世・近代の文書類を歴史資料に含めたようです。

委員長：この場で決定しなければいけない事項なのか、ここでは意見を言えばいいのでしょうか。

事務局：急ぐものではないが指定を進めるにあたっては今日決められればと思っていました。

杉浦五委員：他の市では同じようなものがあるのか、大体同じようなものでしょうか。

委員長：他市もあるがこんなに具体的に示していないと思います。

藤井智委員：町村制度の次に年貢が続くのは年代的におかしいので、文言の並びも気をつけたほうがよいと思います。

委員長：今回は持ち帰り次回検討するという事によろしいですか。

文化課長：一度持ち帰っていただき改善案を提案していただきたい。第2回までに修正案を再度提案できるように準備するので、7月末までにご意見があればいただきたい。

（午後4時閉会）